

町税を滞納している皆さまへ

4月と5月の2か月間、町税務課では真面目に納付している方との均衡を図るため、町税を滞納している方に対する納税推進強調月間の取り組みを行ないます。具体的には、次のようになりますが、できれば『差押』という手段に至らない結果を期待しています。どうか、課税の「公平」もさることながら納税の「公平」にご協力くださるよう、よろしくお願いします。

滞納の状態が長く続くと地方税法に基づき『差押』を実施します。
具体的には・・・

給与の差押

勤務先に担当者が直接伺います。勤務先に滞納が知られます。



年金の差押

厚生年金、共済年金、老齢年金など年金の手取り額が減少します。



預金の差押

銀行、郵便局などの残額調査を行ないます。差押え後は預金が引き出せません。



不動産の差押

登記簿に「差押」が記載されます。差押え後も納付がなければ公売します。



このような事態にならないためには…

- ①分割納付などの納税相談を行なう。
- ②直接納付できないときは、税務課納税係に相談する。
電話 ☎ 2513 (税務課直通)
Eメール nouzei@town.abira.lg.jp

